

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和5年

第3回東栄町議会臨時会

会 議 録

令和5年5月1日(月)

令和5年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年5月1日(月) 開議 午前10時00分
散会 午後 0時22分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務課長	藤田智也
住民課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

令和5年第1回東栄町議会定例会議事日程

議事日程（第1号）

出席議員の報告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 議長の選挙

追加議事日程（第1号の追加1）

日程第 1 選挙第2号 副議長の選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 常任委員の選任について

日程第 6 議会運営委員の選任について

日程第 7 議会報編集委員の選任について

日程第 8 承認第1号 令和5年度東栄町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第 9 承認第2号 東栄町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程第10 選挙第3号 東三河広域連合議会議員の選挙

日程第11 選挙第4号 北設広域事務組合議会議員の選挙

日程第12 同意案第2号 監査委員の選任について

日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

町長（村上孝治君）

皆さん改めましておはようございます。開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。まず議員の皆様には、このたびの統一地方選挙4月23日に施行されました町議会議員選挙に臨まれ、見事当選を果たされましたことに心からお祝いを申し上げます。不肖私も、同日の町長選挙におきまして大変厳しいものがありましたが、多くの皆様始め各方面の方々から力強い御支援と温かい御厚情を賜りまして、変則ではございますが4期目をやらせていただくことになり、改めまして町長としての責任の重さと期待の大きさを痛感しているところでございます。私は町長としての責任の重さを噛みしめ、町の課題に職員とともに勇気を持って挑戦をし、生まれ育った東栄町のために信頼を責任に変え、全力で取り組み、より多くの汗を流したいと思っております。決意でございます。議員の皆様には、町民の皆様のお理解と一層の御支援、御協力をお願い申し上げまして、挨拶をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

今回は、議会臨時会でございますので、議案の大綱説明はございませんが、この後の議員の選挙後に承認2件、選挙1件、同意案1件を上程させていただきます。概略を少しお話させていただきます。承認第1号、令和5年度東栄町一般会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについては、新型コロナウイルスワクチンの6回目の接種を実施するにあたりまして、早急に対応する必要が生じたので4月の11日付けで、専決処分をしたものでありまして、77万8千円を増額補正するものであります。次に承認第2号です。東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布をされたことに伴いまして、早急に対応する必要が生じたので3月31日付けで専決処分したものでございます。森林環境税の賦課徴収、共通の納税に関する様式の追加及び軽自動車税のグリーン化特例の延長等が主な改正内容でございます。次に選挙第4号、北設広域事務組合の議会議員の選挙につきましては、組合、議会議員の辞職により2名を選出していただくものであります。次に同議案第2号監査委員の選任については、監査委員の辞職によりまして選任同意をお願いするものでございますが、議員の中から選任する委員につきましては、議会において選任をいただくものでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。詳細につきましては、副町長及び担当課長から説明をさせていただきますので御審議のほどお願いをいたしまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（長谷川伸君）

それでは、臨時議長の紹介をさせていただきます。本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の村本敏美議員を御紹介します。村本議員、議長席へお願いいたします。

臨時議長（村本敏美君）

ただいま御紹介をいただきました村本敏美でございます。地方自治法第 107 条の規定により臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いを申し上げます。ここでお諮りします。議会に先立ち選挙後の初議会でありますので、議会側、執行部側、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議がないようですので、議会側から氏名と出身地程度、簡単に自己紹介を仮議席 1 番から順次お願いをいたします。着座にて失礼します。

1 番（岡田浩二君）

失礼します。私今回の選挙で、議員にさせていただきました岡田浩二と申します。現在東栄町は川角に住んでおります。なにぶん素人なもんですから、しっかりと今後勉強して、皆さんに町民のためにしっかりと勉強しやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

2 番（佐々木一也君）

佐々木一也です。東栄町の下田出身です。よろしくお願いをいたします。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。三輪に在住で今期 2 期目です。どうぞよろしくお願いをいたします。

4 番（櫻井孝憲君）

櫻井孝憲と申します。古戸在住です。一生懸命頑張って行きますのでよろしくお願いをいたします。

5 番（伊藤真千子君）

今回 2 期目の伊藤真千子と申します。よろしくお願いをいたします。出身地は中設楽に住んでいます。私はキャッチフレーズに、笑顔で暮らせる町づくりを目指すと書きました。皆さんの力を借りて笑顔で過ごせる町をつくっていききたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

6 番（加藤彰男君）

振草栗代の加藤です。よろしくお願いをいたします。3 期やらせていただいて、引き続きです。ね町政のために一生懸命頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

7番（西谷賢治君）

失礼します。東菌目に住んでおります、西谷賢治と申します。不慣れな場ではごさいますけれども一生懸命努めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

議長（村本敏美君）

ありがとうございます。続きまして、執行部側の職員の紹介をお願いしたいと思います。副町長の方から順次お願いいたします。

副町長（伊藤克明君）

副町長の伊藤克明です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長（佐々木尚也君）

失礼いたします。教育長の佐々木尚也でございます。古戸です。よろしくお願い申し上げます。

教育課長（青山章君）

教育課長2年目の青山章と申します。出身は古戸です。よろしくお願い申し上げます。

総務課長（伊藤太君）

総務課長の伊藤太といいます。よろしくお願い申し上げます。出身は市場です。よろしくお願い申し上げます。

議会事務局（長谷川伸君）

議会事務局の長谷川です。出身は本郷です。よろしくお願い申し上げます。

会計管理者兼税務課長（藤田智也君）

会計管理者兼税務課長の藤田智也と申します。出身は月です。よろしくお願い申し上げます。

住民課長（伊藤仁寿君）

住民課長をしております伊藤仁寿と申します。よろしくお願い申し上げます。出身は栗代です。よろしくお願い申し上げます。

福祉課長（亀山和正君）

失礼いたします。福祉課長の亀山和正と申します。出身は市場地区です。よろしくお願い申し上げます。

東栄診療所事務長（高尾公彦君）

東栄診療所事務長の高尾公彦です。よろしくお願い申し上げます。出身は本郷で、今は新城に住んでおります。

経済課長（佐々木豊君）

経済課長の佐々木豊です。出身は御園で、現在市場に住んでおります。よろしくお願いいたします。

建設課長（原田経美君）

建設課長の原田経美と申します。振草の桑原から通っております。よろしくお願いいたします。

臨時議長（村本敏美君）

はい、ありがとうございます。それでは、これより臨時会に移ります。ただいまの出席議員は8名でございます。欠席委員はございません。定足数に達していますので、ただいまから、令和5年第3回東栄町議会臨時会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に御配付した日程のとおりでございます。

----- 仮議席の指定 -----

臨時議長（村本敏美君）

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席の議席といたします。

----- 選挙第1号 -----

臨時議長（村本敏美君）

次に、日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。選挙の方法について、議会事務局より説明をいただきます。

はい、議会事務局。

議会事務局（長谷川伸君）

失礼いたします。選挙の方法と手続について御説明をいたします。議会の選挙は公職選挙法の一部が準用されます。議長の選挙は地方自治法第103条の規定により行われるもので、選挙の方法については、同法第118条に規定されており、投票による方法と指名推薦の方法があります。それではまず、投票の方法について御説明いたします。投票は単記無記名です。当選人につきましては、法定得票数以上の最多得票を得た者が当選人となります。法定得票数は、有効得票数を定数で割り、4分の1を掛けたもので、2票が法定得票となります。法定得票数に達しない場合は、繰り返し選挙を行うこととなります。また、上位の得票が同数の場合はくじで決めることとなっております。次に指名推薦の方法について御説明いたします。議長の発議、あるいは議員の動議により行うことができます。この指名推薦が成立するためには議員全員が指名推薦方法に異議がない時、あるいは指名人につ

いて議員全員異議がない時に成立いたします。いずれか異議がある場合には、その時点で投票による方法に変更することとなります。以上で説明を終わります。

臨時議長（村本敏美君）

ありがとうございました。ここで暫時休憩といたします。議員の皆さんは、議員控室にお集まりをいただきます。

~~~~~

臨時議長（村本敏美君）

それでは、再開をいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づく、指名推選とし、私から指名をさせていただきたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。異議なしと認め、私から、議長に加藤彰男君を指名いたします。ただいま指名しました加藤彰男君を当選人と定めることに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長には加藤彰男君が当選をされました。当選された加藤彰男君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。それでは改めまして、当選人となられた加藤彰男君、一言御挨拶をお願いします。

議長（加藤彰男君）

ただいま推薦いただきまして、議長をさせていただきます加藤です。改めてよろしくお願ひいたします。4月23日の選挙で、私たち8名がこの議会で議員を務めさせていただきます。この町の自治、これを担う2元代表制の中でその議会、この8名で力を合わせていく。考え方や意見が違って、その中で話し合っ力を合わせていく、このこと自信がとても大切と思います。私たちのこの自治、この役割は、福祉の増進まさに住民の皆さんの幸せをより多く作っていく。この役割を担っています。町民の皆さんの御意見を聞きながら、力をいただいて、まさに今日傍聴に来ていただいている皆さん、町民の皆さんとともに私たち議会が進んでいく。そして、町執行部と共に切磋琢磨して町政を良くしていく。そのために一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞ皆様のお力をいただきながら進めたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

臨時議長（村本敏美君）

ありがとうございました。これを持ちまして臨時議長の職務を終わらせていただきます。御協力をいただきましてありがとうございます。新しい新議長と交代をいたします。



議長（加藤彰男君）

それでは引き続き議事に入ります。

令和5年第3回東栄町議会臨時会 追加議事日程第1号の追加1を配付しております。ここで伺いいたします。ただいま配付しております議事日程のとおり、追加したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、この日程で議事を進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

----- 選挙第2号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第1、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。ここで暫時休憩といたします。議員の皆様は、議員控室へお集まりください

~~~~~

議長（加藤彰男君）

それでは再開いたします。選挙の方法につきましては、地方自治法の第118条第2項の規定に基づく指名推選とします。私の方から指名させていただきます。副議長には、村本敏美君を指名いたします。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、村本敏美君を副議長としての当選を告知いたします。当選された村本敏美君から挨拶をいただきます。自席にてお願いします。

副議長（村本敏美君）

村本敏美でございます。ただいま指名をされました副議長の職務を自覚し努めて参りたいというふうに思っておりますので、皆様方の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

----- 議席の指定 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第2「議席の指定」を行います。議席は、会議規則第3条第2項一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定めるとされています。規則に基づき、ただ今から配付します議席表を議席といたします。それでは、いま配付しました議席指定の議席の方へ議員の皆さんは移動をお願いいたします。しばらく休憩とし移動をお願いいたします。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

それでは、引き続き会議を開きます。

次に日程第3 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により1番 岡田浩二君、5番 伊藤真千子君の2名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第2「会期の決定」を行います。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

----- 常任委員の選任 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第5「常任委員の選任について」を議題といたします。常任委員につきましては、令和5年3月定例会で議会委員会条例の一部を改正し、議長を除く議員7名が常任委員として規定されております。従いまして、次の休憩中に7名全委員で集まり、委員会の正副委員長を選出をお願い致します。委員会の進行につきましては、年長の議員の委員から行ってください。場所は、議員控室をお願いいたします。正副委員長が決まり次第、議長への報告をお願いいたします。ここで暫時休憩といたします。議員控室の方へ移動をお願いいたします。

~~~~~  
議長（加藤彰男君）

会議を再開いたします。常任委員会の正副委員長の選任の報告がありましたので、御報告をいたします。委員長に岡田浩二君 副委員長に浅尾もと子君が選任されました。よろしくをお願いいたします。なお、これから以降の体制表等は、改めてお配りしますので、今はその内容で御手元の方に記入をお願いいたします

----- 議会運営委員の選任 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第6「議会運営委員の選任について」を議題といたします。お諮りいたします。議会運営委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条第1項の規定により村本敏美

君、浅尾もと子君、伊藤真千子君、岡田浩二君、佐々木一也君を指名したいと思います。  
御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員を議会運営委員会に選任することと決定いたしました。次の休憩中に委員会の正副委員長の選出をお願いいたします。委員会の進行は年長の委員の方が行ってください。場所は同様に議員控室をお願いいたします。正副委員長が決まり次第、議長へ報告をお願いいたします。ここで暫時休憩といたしますので委員の方は、議員控室へお願いします。

~~~~~

議長（加藤彰男君）

会議を再開します。先ほど休憩中のところでお伝えしましたが、改めまして議会運営委員の選任の5名につきましては、村本敏美君、浅尾もと子君、伊藤真千子君、岡田浩二君、そして、さきほど佐々木一也君の名前を読み上げましたが、櫻井孝憲君ということで、いま協議いただきました。議会運営委員会の正副委員長の選任の報告がありました。御報告いたします。委員長に伊藤真千子君、副委員長に櫻井孝憲君が選任されましたので、よろしくをお願いいたします。

----- 議会運営委員の選任 -----

議長（加藤彰男君）

引き続き、日程第7「議会報編集委員の選任について」を議題といたします。お諮りいたします。議会報編集委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条1項の規定により、岡田浩二君、西谷賢治君、佐々木一也君、櫻井孝憲君を指名したいと思います。御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました議員を議会報編集委員に選任することに決定いたしました。次の休憩中に委員会の正副委員長の選任をお願いいたします。いま呼ばれました4名の方、委員会の進行については4名の方の年長の方が進行を行ってください。場所は議員控室で4名の方の協議をお願いいたします。正副委員長が決まり次第、議長へ報告をお願いいたします。では、暫時休憩といたします。

~~~~~

議長（加藤彰男君）

では会議を再開いたします。議会報編集委員会の正副委員長の選任の報告がありましたので御報告いたします。委員長に佐々木和也君。副委員長に西谷賢治君が選任されました。よろしくをお願いいたします。

ここで休憩をとります。11時10分まで休憩とし、この後の議案の方入りますので、11時10分まで休憩といたします。よろしくお願いいたします。

会議を再開いたします。

## ----- 承認第1号 -----

議長（加藤彰男君）

日程第8、承認第1号「令和5年度一般会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めことについて」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

承認第1号、令和5年度東栄町一般会計補正予算第1号の専決処分の承認を求めることについて。それでは、予算書の1ページをお願いします。専決第2号 令和5年度東栄町一般会計補正予算第1号について、5月からの新型コロナウイルスワクチンの6回目接種について予算措置を講じる必要が生じましたが議会を招集するいとまがないため、4月11日付で専決処分をさせていただいたものです。続いて2ページをお願いします。今回の一般会計の補正は、歳入歳出それぞれ77万8千円を追加し、予算総額を34億7,277万8千円とするものです。それでは、予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。4款1項3目 新型コロナウイルスワクチン接種対策費、12節 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託料は、接種対象住民の接種券を発行するためのシステムの改修と接種券印刷にかかる経費です。なお、ワクチン接種に係るその他の経費につきましては、当初予算で措置させていただいております。次に、歳入の説明を差し上げます。4ページをお開きください。14款2項3目 衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料に係るもので、全額国費が充てられます。以上で専決処分に係る一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

執行部の説明がありました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

はい、3番。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。6ページの4款1項3目について、補正予算書6ページの4款1項3目について伺います。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託料77万8千円についてです。3月議会で可決された新年度予算に、この新型コロナワクチン接種に係る委託料を追加する専決処分の議案であります。4月11日付けの専決処分であり、財源は全額、国庫支出金であります。そこで、この費用の内訳、新年度予算に間に合わなかった理由、今後のワクチン6回目接種のスケジュールを伺います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

今御質問のありました1番最初の費用の内訳につきましては、今回のコロナワクチン接種に関わる接種券の作成に関わる作成委託ということで18万4千円。それと残り59万4千円につきましては、健康管理システムの改修費用ということで計上をしております。また、新年度の予算に間に合わなかった理由でございますが、3月の議会の会期中システムの改修の内容等が決まっていなかったために予算には計上できませんでした。また、最後にこれからのワクチン接種のスケジュールでございますが、来週月曜日、5月8日から医療機関または高齢者施設等の従事者の方を先に接種を開始しまして、5月12日金曜日から一般の方、一般の方といいますと65歳以上の方また5歳から64歳までの基礎疾患を持たれる方、その他重症化リスクが高い医師が認めた方、こういった方につきましては5月12日の金曜日からワクチン接種を開始する予定でございます。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。以上で承認第1号の質疑を終わります。続いて、本案について、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより承認第1号を採決いたします。お諮りいたします。

本案を承認することに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第1号の件は、承認されました。

## ----- 承認第2号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第9、承認第2号「東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

税務課長。

会計管理者兼税務課長（藤田智也君）

承認第2号東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。1枚めくってください。専決第1号東栄町町税条例の一部を改正する条例について。専決理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、東栄町町税条例を改正することになりましたが、急を要するため議会を招集するいと

まがないと認めたものです。改正内容について説明いたします。最初のページから5枚めくっていただき、新旧対照表の28分の1ページをご覧ください。まず今回の条例改正につきましては、主に上級法の改正に伴うものと御理解ください。多くの条文の改正追加字句の改正がございますが、主な改正のみ御説明をさせていただきます。28分の1ページをご覧ください。第33条の9の改正ですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により、地方税法に規定する還付金に関する内容が改正され未納徴収金の中に新たに森林環境税が含まれたことによる改正です。次に第35条の3の2、扶養親族等申告書に関する改正ですが、28分の2ページをご覧ください。前年の申告内容と異動がない場合、前年から変わりがない旨の記載に変えることを可能とする改正です。なお扶養親族の氏名の追加は、前回の改正時に誤りがありましたので、今回追加しております。次に28分の4ページをご覧ください。第37条は、森林環境税の徴収方法で町県民税均等割と合わせて徴収することが規定されたことに伴う改正です。第40条は、納税通知書の納税額で、森林環境税を合算した金額とする改正です。次に第42条の特別徴収に関する改正ですが、第37条と同様に森林環境税を合わせて徴収することが規定されたことに伴う改正です。第42条第2項から6項の改正は、接続詞の統一化に伴う改正です。次に28分の7ページをご覧ください。第44条は、給与所得に係る特別徴収に関する改正ですが納付書の様式がエルタックス共通納税対応の様式が追加されたことに伴う改正です。次の第45条の改正は、退職等で特別徴収から普通徴収に変更となった際に過誤納金が発生した場合の取扱いに関する規定ですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、地方税法に規定する還付金等の充当に関する特例が追加されたことに伴う改正です。過誤納金の中に新たに森林環境税が含まれたことによる改正となります。次に28分の8ページをご覧ください。第45条の2、公的年金等からの特別徴収に関する改正ですが、第42条の給与所得と同様、森林環境税は、町県民税均等割と合わせて徴収することが規定されたことに伴う改正です。次に28分の10ページをご覧ください。第45条の6の改正は、第45条の給与所得に関する改正と同じですが、年金所得も同様、過誤納金の中に新たに森林環境税が含まれたことによる改正です。次に28分の、11ページと12ページをご覧ください。第46条と第48条は、法人町民税の納付に関する規定ですけれども、納付書の様式がエルタックス共通納税対応の様式2が追加されたことに伴う改正です。次に28分の13ページと14ページをご覧ください。第75条の軽自動車税種別割に関する改正ですが道路交通法の改正に伴い、電動キックボード等が新たに特定小型原動機付自転車に定義されたことに伴う改正です。次に28分の14ページの第90条から次のページの93条までのたばこ税の納付に関する改正は、町県民税と同様、納付書の様式がエルタックス共通納税対応の様式が追加されたことに伴う改正です。次に28分の16ページと17ページをご覧ください。附則第8条、肉養牛の売却による農業所得の課税の特例ですが、こちら適用期限が3年延長されたことに伴う改正です。次の附則第10条は、令和3年度の改正による法附則第64条を削る改正規定の施行に伴う改正です。次に28分の17ページから20ページをご覧ください。附則第10条の2と、20ページの附則第10条の3の改正は、大規模改修等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置が創設されたことに伴う改正と法附則に沿った一部改正です。次に28分の21

ページをご覧ください。附則第 11 条から 15 条の削除は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置に関する規定が削除されたことに伴う改正です。次に 28 分の 22 ページをご覧ください。附則第 15 条の 2 の改正は、軽自動車税環境性能に関して不正を行った自動車メーカーを納付義務者とみなして、環境性能割の納税不足額を徴収する際に、加算する割合が引上げられたことに伴う改正です。次に附則第 16 条軽自動車税の種別割に関する改正は、燃費性能によって軽減されるグリーン化特例について、特例の期限を 3 年間延長されたことに伴う改正です。次に 28 分の 23 ページと 25 ページをご覧ください。いずれも附則第 16 条改正に伴う削除となります。次に 28 分の 26 ページをご覧ください。附則第 16 条の 2 の第 3 項の改正ですが、附則第 15 条の 2 の環境性能割と同様、種別割についても、不正を行った自動車メーカーを納付義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合が引上げられたことに伴う改正です。次に附則第 17 条の 2 の優良住宅地造成に関する譲渡所得課税特例の改正ですが、令和 8 年度まで延長されたことに伴う改正です。国や区市町村に対する収用事業などが対象となります。次に 28 分の 27 ページをご覧ください。下の方の附則第 26 条の改正は国からの規定整備に基づく改正となります。それでは最初のページの承認 2 に戻っていただきまして、4 枚めくり 5 分の 5 ページをご覧ください。施行期日ですけれども、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 号の改正については、令和 5 年 7 月 1 日から施行。第 2 号の改正については、令和 6 年 1 月 1 日から施行。第 3 号の改正については、令和 7 年 1 月 1 日が施行日となります。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

承認第 2 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

はい、7 番。

7 番（村本敏美君）

いま説明いただいたのは主に森林環境税のことだというふうに私は理解しましたが、今までも愛知県独自の森と緑づくり税で 1 件 500 円の徴収をされています。これはあと何年で終わるかわかりませんが、森林環境税これは国で行うものでありますけれども、これはいつからっていうのも書いてありますけど 1 件当たりいくらの徴収になるのかということをお聞きしたいと思えます。

議長（加藤彰男君）

税務課長。

税務課長（藤田智也君）

森林環境税につきましては、令和 6 年度から課税されまして 1 人当たり 1,000 円課税されます。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、7番。

7番（村本敏美君）

1件あたりじゃなくて1人ですか。

議長（加藤彰男君）

税務課長。

税務課長（藤田智也）

はい、1人当たり1,000円です。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

はい。3番。

3番（浅尾もと子君）

専決の理由が地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う条例改正とのことであります。先ほどの答弁でもあったように、このうち森林環境税については、個人住民税に1人当たり年額1,000円を上乗せして課税する増税となりますので、十分な説明が必要だと考えます。そこで本議案による主な変更点については、先ほど細かく御説明いただいたんですけども、東栄町の住民生活への主な影響を伺いたいと思います。併せてその影響額を伺います。それと地方税法等の改正による条例改正であります。その他の理由で変更する点があるかどうか伺います。町独自の変更点などあればその内容を伺います。

議長（加藤彰男君）

税務課長。

税務課長（藤田智也君）

今回の改正の主な変更点は、先ほど申し上げたとおり森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収に関する規定が追加されたことが主な変更点となります。住民生活への影響ですけれども、現在、ご負担していただいている東日本大震災復興に係る加算の1,000円の上乗せが、令和5年度で終了となりまして、令和6年度以降、森林環境税1,000円を御負担していただくこととなりますので、現状の仕組みの中では影響がないと認識しております。あと今回の法改正以外の変更点ですが、町独自の変更点はございませんけれども、改正作業を進める中で以前の改正誤りや法附則との整合性が合わない点は一部変更しております。以上です。



議長（加藤彰男君）

よろしいですか。

はい、3番。

3番（浅尾もと子君）

続いて伺います。専決処分は3月31日付で行われております。しかし私たち議員にこの議案が配付されたのは、4月28日でした。議員が町に議案の内容問い合わせることができた時間は、実質28日の金曜日の1日限りでした。法改正に伴う議案の内容は、森林環境税だけでなく、自動車税ですとか、申告の方法や納付の方法といった細かなもの、文言の修正といったことも含めて多岐にわたっております。議員が十分に議案の内容を理解し、検討できるように余裕をもって議案を配付していただきたいと考えますが、町の認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今回4月23日選挙もございまして議会招集の告示をしたのが、4月24日となっております。そのため28日に配布というタイミングになりました。

議長（加藤彰男君）

3回目です。

はい、3番。

3番（浅尾もと子君）

最後のお尋ねであります。総務省は、事務連絡を出しております、令和5年度地方税制改正地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についてという事務連絡を今年1月19日付けで発出しております。事務連絡の中には、税制改正の留意事項等について、各都道府県におかれましては、記、都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。つまり、愛知県に対して東栄町議会に対して速やかに趣旨を連絡してほしいということが書かれているんです。愛知県から東栄町議会に対して、そのような連絡はありませんでした。私は今回の税の改正が、町民一人一人の税額を変更する重要な法改正だと考えますので、国の事務連絡にあるとおり、行政はもちろん議会もしっかり内容を理解する必要があると考えます。今後このような法改正に伴う条例改正、事前に町議会へ十分な情報伝達をしていただきたいと考えます。今後の町議会への情報伝達どのように行われるべきであるか、町の認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

必要があればそういう状況の中で情報を提供させていただきたいと思いますが、今回上程させていただくとおり、国の法律、令和5年度3月30日の公布でありますので、ここは御理解をいただいて、公布に伴って条例改正するという急にそういう形の中で専決をさせていただいたので、今回直近にあたる議会に承認の専決を提案させていただいたということです、よろしくお願ひしたいと思ひます。それから森林環境税については、もう既にこれ決められた国の法律でありますので、これは認識されているというふうにお願ひしております

議長（加藤彰男君）

今の質問については、地方分権の中の事務連絡をどう取り扱うかということをお聞ひしたかったというですね。3回ですからこれで終了となります。以上で承認第2号の質問を終わります。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、承認第2号の採決をいたします。お諮りいたします。

本案を承認することに、御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって承認第2号は、承認されました。

### ----- 選挙第3号 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第10、選挙第3号「東三河広域連合議会議員の選挙」を行います。4月24日付けで、東三河広域連合長から東三河広域連合議会選出議員の任期満了に伴い議員選出の依頼がありました。よって、議会議員の選出を行います。ここで暫時休憩といたします。議員の方は、議員控室へお集まりください。全員集まって頂きます。

~~~~~  
議長（加藤彰男君）

それでは会議を再開いたします。先ほど東三河広域連合議会議員の選挙ということで、今控室の方で協議しました。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選を皆さんで了といたしました。私の方から指名させていただきたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、東三河広域連合議会議員 2 名の方で岡田浩二君、伊藤真千子君を推薦したい
と思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

はい、御了解いただきました。

----- 選挙第 4 号 -----

議長 (加藤彰男君)

次に日程第 11、選挙第 4 号「北設広域事務組合議会議員選挙」を行います。執行部から
説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (伊藤太君)

選挙第 4 号、北設広域事務組合議会議員の選挙について。北設広域事務組合同規約第 5 条
第 3 項の規定により組合議会議員の選出を求める。申し訳ございませんけれども、規約第
5 条第 2 項を第 5 条第 3 項に訂正をお願いいたします。選任理由、北設広域事務組合議会
議員の辞職による。任期、令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 9 月 18 日まで。以上となります。

議長 (加藤彰男君)

執行部の説明が終わりました。ここで同様に暫時休憩といたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

暫時休憩といたします。議員の方は、同様に議員控室の方にお集まりください。

~~~~~

議長 (加藤彰男君)

少し時間をいただいて意見交換がありました。休憩前に引き続きまして、会議を開きま  
す。議会議員の選出については投票で行うということで確認しました。

議場を閉鎖します。

**【議場を閉める】**

議長 (加藤彰男君)

ただいまの出席議員数は 8 人です。次に、立会人を指名いたします。会議規則第 30 条第  
2 項の規定により、立会人には、1 番岡田浩二君、7 番村本敏美君を指名いたします。これ  
より、投票用紙を配布いたします。投票は単記無記名です。

**【投票用紙の配付】**

議長 (加藤彰男君)

確認します。投票用紙の配布漏れはございませんか。

【なし】

議長（加藤彰男君）

配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

【投票箱の点検】

議長（加藤彰男君）

投票箱は異常なしと認め、ただ今から投票を行います。議席番号順1番から順次投票をお願いします。順番に続いてをお願いします。

【投票】

議長（加藤彰男君）

確認します。投票漏れはございませんか。

【なし】

議長（加藤彰男君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。1番 岡田浩二君、7番 村本敏美君の開票の立会いをお願いいたします。

【開票】

議長（加藤彰男君）

選挙の結果を報告いたします。投票総数は8票です。有効投票も8票です。無効はゼロです。有効投票のうち、村上孝治君3票、加藤彰男3票、浅尾もと子君2票、白票ゼロです。以上のおりです。繰り返します。村上孝治君3票、加藤彰男3票、浅尾もと子君2票、白票ゼロです。この選挙の法定得票は1票です。したがって、村上孝治君と私加藤が、北設広域事務組合議会議員に当選となりました。

議場の閉鎖を解きます。

【議場を開く】

議長（加藤彰男君）

村上孝治君が議場におられますので、当選を告知いたします。

議長（加藤彰男君）

12時過ぎましたけど、引き続き、会議を続けますよろしいでしょうか。

（「進行」の声あり）

----- 同意案第2号 -----

議長（加藤彰男君）

日程第 12、同意案第 2 号「監査委員の選任について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

同意案第 2 号、監査委員の選任について。亀山幸夫委員の監査委員辞職に伴い地方自治法 196 条第 1 項の規定により選任の同意を求めるものです。議員のうちから選任する監査委員につきましては、議会において選任いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。任期は、令和 5 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までです。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の有識者推薦についての質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

次に、町長から申出のありました議会推薦につきまして、正副議長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、正副議長において議会推薦を決めさせていただきます。選考のために暫時休憩といたします。

~~~~~  
議長（加藤彰男君）

会議を再開いたします。議会推薦の監査につきましては、伊藤真千子君を選任したいと思っております。これより質疑に入ります。地方自治法第 117 条の規定により、伊藤真千子君の退場を求めます。ただ今の議会の選任につきまして、質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑を終わります。本案は人事案件でございますので、討論は省略します。直ちに採決をいたします。本案について同意することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって同意案第 1 号は、同意することと決定いたしました。伊藤真千子君の入場を許します。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第 13「議会運営委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。先ほど、議会運営委員長から次期定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び議長の諮

問に関する事項について、会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査の申し出が提出されました。ここでお諮りいたします。申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査することを決定いたしました。

以上で、本臨時会上程されました案件は全て議了いたしました。

----- 発言の申し出 -----

議長（加藤彰男君）

ここで、執行部よりこの間の住民訴訟の件について、発言の申し出がありました。発言を認めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

それでは失礼して保健福祉センター建設等に係る住民訴訟の経過について説明させていただきます。令和3年11月8日に、保健福祉センター建設等に係る国民健康保険特別調整交付金1億4,227万円のうち、地方交付税を財源できない同金額の3割に当たる4,268万円を東栄町に支払うよう請求せよという内容の住民訴訟が、名古屋地方裁判所へ提出されました。その後、令和4年1月17日、第1回の口頭弁論、こちらから以後7回の口頭弁論等がありましたが、その間令和4年11月15日に事前協議の書類を県へ提出いたしまして、令和4年12月13日、国保の特別調整交付金の交付申請書を正式に提出いたしました。その後、令和5年3月22日、特別調整交付金の交付決定通知が愛知県知事から通知をされております。その後、令和5年4月26日の第8回の口頭弁論において訴訟の取下げがありまして、こちらの方取り下げに同意をいたしました。こちらの取り下げについては、無条件での取り下げでございます。以上でこれらの住民訴訟は終了となっております。以上です。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

私のほうからも補足で少しお話をさせていただきたいと思います。いま経過につきましては総務課長がお答えをしたとおりでございますが、この件については本当に1年6か月ほど要したということでは大変この裁判沙汰になったということが大変残念に思うところでございます。いまお手元に新聞等もマスコミで流れた状況もお配りをさせていただきました。新しい議員の皆さんもお見えになりますので、少しそれを読んでいただければ分かると思いますがそれから、議会でも私この1年6か月前、再選挙で当選をさせていただいた後、議会

にも、その都度御報告をさせていただいております。そういった中で、いわゆる国が今回の複合型施設の状況にあったという状況は、単独の補助、いわゆる施設ごとの補助基準があったわけですが、複合型になったために、なかなかその適合がすぐにできないという状況でした。事前協議が始まったのが、その前の事前協議の前の段階での協議が始まっておりまして。先ほどもお話ししたように、本当の事前協議ですね、先ほど総務課長がお答えしたとおりでありますので、その協議をさせていただいたという状況です。それから私ども、議会の御理解をいただいて、県にもお邪魔させていただいたり、国へもお邪魔させていただきました。そういう状況の中で今回、最終的には、国保調整交付金が決定されたということです。これは、以前から議会でも取上げたとおり、建設のための財源であります。今回取り下げがあったのは原告側が上申書を出して、この他にも、そこに書いてありますので、それを読んでもいただければ分かると思いますが、新聞の状況の中にも、原告の名前が出ておるところもありますので、原告4人のお名前はここでは言いませんが、そういった状況の中で発言もされておりますし、マスコミの新聞のことをとやかく言うつもりはございませんが。それから、発言の内容はツイッター等でも出ておりますので、それをご覧になった方たくさんいるかと思いますが、交付金が交付されたために取り下げて行なって、さもその交付決定が必要な条例制定もせずとか、提訴があつて条例制定という状況が書いてありますが、事実を間違っておると思います。そんな状況でありますので、私どもしっかりこの状況は、今後住民にしっかり御報告等説明もさせていただきたいと思っておりますので、ぜひそのことも含めて議員の皆様方にも御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

ただいまの件で説明が終わりました。よろしいでしょうか。

3番。

3番（浅尾もと子君）

私から一言申し上げてよろしいでしょうか。今説明がありました訴訟についてなんですけれども、私たち議会は、令和3年の9月議会の前の全員協議会の中で、町から正式に交付申請を断念したとそのように説明を受けております。平成30年から財源として見込んできた交付金について断念すると、その場で報告を受けたということがありますので、その結果、訴訟に至ったというふうに私は認識しております。複合施設であり、基準が大変難しかったという御説明ではありますけれども、複合施設としてこの診療所等を建設することは平成30年の段階から町は検討しておったわけですから、基本構想・基本計画の段階から厚生労働省と十分な協議をしておれば、このような事態は避けられたと私は考えております。今回町が、様々国や県に出向いて協議をしてきたということでその努力もあり、交付が受けられたということは全町として、みんなで喜ぶたいことだと思います。町の財源、本当に限られたものですので、今後とも財源確保について、このような情熱と努力をもって取り組んでいただきたいと要望して発言は以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

今浅尾議員とそれからやめられた元の山本議員は、調整交付金を断念したと言っておりますが、私ども断念したとは一言も言っておりません。その段階で補助基準に合わないから今後しっかり協議をさせていただきたいという説明を何度もしております。それから一般質問の中でも、お二方質問されております。私はその都度そういう回答をさせていただいたと思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。今後そういう状況でありますので、しっかりこの財源の確保ができたということで本当に議員含めて御協力いただいた方には心より感謝を申し上げますが、今後はそういうことのないよう、しっかり進めて参りたいと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、3番。

3番（浅尾もと子君）

1点確認ですが、全員協議会で断念すると報告を実際に受けておりますので、議事録を改めて御確認いただきたいと思います。

町長（村上孝治君）

断念という状況を言ったかもしれませんが、その過程の中で一般質問も何回もされてますよね。そのことも含めて断念したということは言っていないと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（加藤彰男君）

それぞれこれで進めていきますと時間が終わりますので、これで一旦この件については、終わらせていただきます。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

従いまして、以上で本臨時会上程されました案件は、すべて議了しております。先ほどの議会構成等につきましては、改めて議員執行部の方には、議会事務局から資料を配付させていただきます。それでは町民の皆さんには、東栄チャンネル等で今回の臨時会の報告をさせていただきますので、その内容で議会構成等も説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和5年第3回東栄町議会臨時会を閉会いたします。